

役員の報酬等支給基準

○日本水先人会連合会会則（抄）

（役員の報酬）

第10条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 前項ただし書の規定により有給とされた役員の報酬は、規則で定める。

○日本水先人会連合会会則施行規則（抄）

（常勤役員の報酬等）

第9条 会則第10条第1項ただし書の規定により有給とされた役員の報酬は、別表1のとおりとする。

2 通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路及び方法により算出し、その者の1ヶ月の通勤定期乗車券の実費相当額とする。

3 賞与は、毎年6月1日又は12月1日に在職する役員に対して、それぞれ6月15日又は12月10日に支給するものとし、その額は、別表1に掲げる支給額に、その役員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

別表1（第9条関係）

1 役員報酬の月額は、次のとおりとする。

会長	1,270,000 円
専務理事	1,070,000 円
常務理事	980,000 円
理事	950,000 円
監事	910,000 円

2 役員には、前項に定める報酬のほか、次のとおり、通勤手当及び賞与を支給する。

区 分	支給時期	支 給 額
通勤手当	毎月	1か月の通勤に相当する額
賞与	6月及び12月	6月に支給する賞与については、役員報酬の月額に1000分の1975を乗じて得た額、12月に支給する賞与については、役員報酬の月額に1000分の1975を乗じて得た額

○役員退職金支給規程（抄）

（退職金の支給額）

第3条 退職金の支給額は、役員が退職し又は死亡した日におけるその者の報酬月額に、次の各号に定める割合及び在職月数を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 在職年数1年を超え6年までの期間については、 $36/100$ 以内
- (2) 在職年数6年を超え10年までの期間については、 $12/100$ 以内
- (3) 在職年数10年を超えた期間については、 $6/100$ 以内